# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
13	健康増進事業に関する事務	基礎項目評価書

### 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

旭市は、健康増進事業に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

健康増進事業に関する事務では、事務の一部を外部の機関に委託しているが、委託機関とは個人 情報の保護及び取扱事項を遵守するよう契約締結している。

### 評価実施機関名

千葉県旭市長

#### 公表日

令和5年9月15日

[平成31年1月 様式2]

#### I 関連情報

連絡先

1 関連情報	
1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務
①事務の名称	健康増進事業に関する事務
②事務の概要	健康増進法(平成14年法律第103号)第17条第1項及び第19条の2並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)に基づき、以下の事務を行う。 ①各種検診(がん検診・肝炎ウイルス検診・骨粗鬆症検診・歯周疾患検診等)の実施及び結果の管理②健康教育・健康相談の実施及び記録の管理 ③訪問指導の実施及び記録の管理
③システムの名称	健康管理システム
2. 特定個人情報ファイル	·名
健康増進ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 番号法 第9条第1項 別表第一の76の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省 令で定める事務及び情報を定める命令(平成26内閣府・総務省令第5号) 第54条
4. 情報提供ネットワーク	
①実施の有無	<ul><li>&lt;選択肢&gt;</li><li>(選択肢&gt;</li><li>1)実施する</li><li>2)実施しない</li><li>3)未定</li></ul>
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号及び別表第二 【情報照会】102の2の項 【情報提供】102の2の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別させるための番号利用等に関する法律別表第二の主務省令で 定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 【情報照会】第50条 【情報提供】第50条
5. 評価実施機関における	- る担当部署
①部署	健康づくり課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示	•訂正•利用停止請求
請求先	健康づくり課 〒289-2595 千葉県旭市二の2132番地 0479-63-8766
8. 特定個人情報ファイル	・ ・の取扱いに関する問合せ

健康づくり課 〒289-2595 千葉県旭市二の2132番地 0479-63-8766

## Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 1万人以上10万人未満 ]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和	15年9月1日 時点				
2. 取扱者勢	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[	500人未満	]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
いつ時点の計数か		令和5年9月1日 時点					
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[	発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

# Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

## Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類							
   2)又は3)を選択した評価実施	項目評価書 ]	重点項目評価書	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書				
されている。  2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)							
2. 特定個人情報の人子(1	育報提供イットリークシスプ -	「ムを通した人	<b>、手を除く。)</b> <選択肢>				
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である	]	へほか成と 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
4. 特定個人情報ファイルの	り取扱いの委託		[ ]委託しない				
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
5. 特定個人情報の提供・科人。)	多転(委託や情報提供ネッ	トワークシステ	「佐田・伊斯しない」				
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続	[ 0	]接続しない(入手) [ 〇 ]接続しない(提供)				
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	Ι	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	ι	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
7. 特定個人情報の保管・2	肖去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
8. 監査							
実施の有無	[〇] 自己点検	[ ] 内 <del>i</del>	部監査 [ ] 外部監査				
9. 従業者に対する教育・唇	to ma						
	<b>茶光</b>						

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I -5-② 所属長	健康管理課長 加瀬 幸重	健康管理課長 浪川 勝子	事後	
平成28年4月1日	Ⅱ-1 対象人数	平成27年4月1日 時点	平成28年4月1日 時点	事後	
平成28年4月1日	Ⅱ-2 取扱者数	平成27年4月1日 時点	平成28年4月1日 時点	事後	
平成29年4月1日	I-5-2 所属長	健康管理課長 浪川 勝子	健康管理課長 木内 喜久子	事後	
平成29年4月1日	Ⅱ-1 対象人数	平成28年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成29年4月1日	Ⅱ-2 取扱者数	平成28年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成31年4月1日	I-5-② 所属長の役職名	健康管理課長 木内 喜久子	課長	事後	
平成31年4月1日	Ⅱ-1 対象人数	平成29年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
平成31年4月1日	Ⅱ-2 取扱者数	平成29年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和3年4月1日	I -5-① 部署	健康管理課	健康づくり課	事後	
令和3年4月1日	Ⅱ-1 対象人数	平成31年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和3年4月1日	Ⅱ -2 取扱者数	平成31年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和3年4月26日	7. 特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求	総務課庶務行政班 〒289-2595 千葉県旭市 ニの1920番地 0479-62-5310	総務課 〒289-2595 千葉県旭市二の 2132番地 0479-62-5310	事後	
令和3年4月26日		健康管理課予防班(旭市保健センター) 〒 289-2504 千葉県旭市二の2787番地1 0479- 63-8766	健康づくり課 〒289-2595 千葉県旭市二の 2132番地 0479-63-8766	事後	
令和4年3月11日	I-1-② 事務の概要	①各種検診(がん検診・健康診査)の実施及び 結果の管理	①各種検診(がん検診・肝炎ウイルス検診・骨粗鬆症検診・歯周疾患検診等)の実施及び結果の管理	事前	
令和4年3月11日	I-4-① 実施の有無	実施しない	実施する	事前	
令和4年3月11日	I -4-② 法令上の根拠		・番号法第19条第8号及び別表第二 【情報照会】102の2の項 【情報提供】102の2の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別させる ための番号利用等に関する法律別表第二の主 務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 【情報照会】第50条 【情報提供】第50条	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年4月1日	7. 特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求	総務課 〒289-2595 千葉県旭市二の 2132番地 0479-62-5310	企画政策課 〒289-2595 千葉県旭市二の 2132番地 0479-62-8090	事後	
令和4年4月1日	Ⅱ-1 対象人数	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和4年4月1日	Ⅱ-2 取扱者数	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和5年9月15日		企画政策課 〒289-2595 千葉県旭市二の 2132番地 0479-62-8090	健康づくり課 〒289-2595 千葉県旭市二の 2132番地 0479-63-8766	事後	
令和5年9月15日	Ⅱ-1 対象人数	令和4年4月1日 時点	令和5年9月1日 時点	事後	
令和5年9月15日	Ⅱ-2 取扱者数	令和4年4月1日 時点	令和5年9月1日 時点	事後	